

午前10時30分開会

○西岡委員長 おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。着座にて進行をさせていただきます。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ております。在宅支援課長と高齢介護課長がともに出張公務のため欠席です。

本日の日程をご覧ください。陳情審査が3件、報告事項は、子ども部が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

7月5日の議会運営委員会にて、文教福祉委員会に新たに3件の陳情が送付されました。最初に送付6-30、生活支援課における夏季加算の検討についての陳情について審査いたします。陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○大松生活支援課長 今回、送付番号6-30、生活支援課における夏季加算についての陳情でございますが、要旨は、生活保護費の支給につきまして、冬は暖房代等の支出につきまして冬季加算があるのに対し夏季はございませんので、生活保護制度自体に関して、夏季加算の創設、また、千代田区独自の条例等で独自施策を求めるものでございます。

このことにつきまして、まず、生活保護制度は生活保護法に基づく国の制度でございます。基本的に国全体共通の制度でございます。夏季加算を含めた制度の内容の変更につきましては、国政の場においてまず議論がなされると認識しております。本区はその動向を注視してまいりたいと存じます。

○西岡委員長 ほかに、特に大丈夫ですか。ほかにございませんか。はい。

それでは、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ございますか。

○牛尾委員 夏季加算ですけれども、確かに陳情者のおっしゃるとおり、冬季加算はあるけど夏季加算はないと。冬季加算の場合は、ほんと、寒さで命に関わるということですけども、この間の猛暑で、やはり熱中症で、特に室内で熱中症でお亡くなりになるという方も増えていると。なかなか電気代も高騰している中で節約をされている方もいらっしゃるという点で、ここに対しては、区独自で何か支援とか何かは今あるんですかね。

○大松生活支援課長 生活保護自体に対して、特に区独自の支援というものはございませんが、まず、家計のやりくり、電気代などを含めました家計を含めました日々の困り事につきましては、担当ケースワーカーが主体となって日々相談にに応じているところでございます。あと、夏季の命を守るための、例えばエアコン設置につきましても、これは、最低生活に必要な冷房器具の持ち合わせがない場合は、エアコン設置費も認定しているところでございます。このような形で対応しているところでございます。

○牛尾委員 あと、この間の電気代の引上げ、国のほうで、また電気代の軽減を行うようなことが、今話し合われていますけど、何か情報は来ていますか。

○大松生活支援課長 国の電気代引上げにつきましては、一般的な報道以外に特に細かいところの通知等はございません。

○牛尾委員 やはり生活保護の方というのは、どうしたって生活保護費も引き下げられた

ままで、なかなか上がっていかないという中では、電気代は上がっていると、物価も上がっていると。そうした中で、どこをじゃあ削るかとなると、食費をなかなか削るというわけにいかないから、やっぱりそうした電気代をだんだん我慢をしていく。特に東松下の区営住宅なんてオール電気ですから、全て電気代に跳ね返ってくるんで、やはり不足を心配されて、なかなかエアコンを使いたくても我慢してしまうというお宅も、やっぱり増えてくると思うんですけども、ここについて何らかの、相談だけじゃなくて、もう少し支援策というのを検討していても。生活保護でつけるというのは国の制度のことなんで、国に対してしっかり意見を言っていたらいいんですけども、そこは何かしら考えられないですかね。

○大松生活支援課長 生活保護自体について上乗せというのが特にございませんが、先日、いわゆる電気・ガス物価高騰に関する給付金を第2定例会に上程したところでございますので、こういった給付金を速やかに支給する努力などにつきまして、それも含めまして対応してまいりたいと存じます。

○西岡委員長 はい。

ほかにご存じますか。

○池田委員 先ほど課長の説明の中で、この暑さ対策ということでエアコンの設置についても述べられていたんですけど、もう一度確認したいのは、うちの本区の中では、生活保護受給者のところでのエアコン設置の費用というのは負担があるんでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘につきまして、エアコンを設置する際は、これらの生活保護制度の一時扶助で、家具什器費というものがございまして、これが最大の6万7,000円程度支給されております。

○池田委員 そこについては——ごめんなさい。夏季加算というのが今回はないということで、ただ、その辺りの6万7,000円の補助があるよということで、今、確認ができましたけれども、これ、例えばですね、確かに国からの給付というのがある中で、千代田区独自でその受給者に対して新たな給付をした場合というのは、どうなんでしょうね、全体的に国の給付が引かれてしまうということはあるんですかね。限度額というのかな、その1人、個人に対しての限度額というのはあるんでしょうか。

○大松生活支援課長 独自加算をした場合、100%必ず引かれるという、ちょっと確認はできておりませんが、その独自で上乗せした場合の引く、引かれるに関しては、国と確認、調整が必要かと存じます。

○池田委員 確かにそうなのかなと思っております。先ほど、またケースワーカーの方が確認をするということでしたけれども、現状、今の千代田区で、やはり寒さ対策もありますけれども、暑さのときにはやはり個別に家庭訪問をしたりだとか、どういう状況なのかなというところを注視していかなきゃいけないとは思いますが、その辺りの生活保護受給者に対してのケースワーカーさんの対応、人数の十分な対応ができているのか、その辺りのところはいかがなんでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいま私どものケースワーカーは8名おりますが、実際、生活保護受給者の世帯は560世帯でございまして、厚生労働省の一応の基準では、1人が80世帯以下という目安が一応示されておりますが、私どもでは1人が76世帯程度でございまして、1人に対する受持ちの世帯が過重ということではございません。

○池田委員 そうは言いながらも、昨日今日とか、明日もそうですけども、この時期にこれだけの気温が上昇していく中で、ある程度しっかり人数的には対応はできるんだというところはあると思うんですけども、これ、たしか令和4年のときにも同じような方が陳情されていたときには、ケースワーカーをもう少ししっかり対応するよというところがありましたけれども、そこから現状は、特に配置については変わっていないんでしょうかね。

○大松生活支援課長 配置につきまして大幅に増員するということとはございませんが、基本的に、例えば、今ご指摘の命に関わるようなご相談とかの場合は、随時訪問して対応するようにいたしております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 この生活保護の制度ができたとき、この冬季の加算手当がつけられるようになってしたのは、何年のことになりますか。

○大松生活支援課長 すみません。ちょっと何年からというのは、ちょっとすみません。ちょっと今、確認できないです。

○はまもり委員 知りたかったのが、当時の想定していた命に関わるというものが、冬の寒といったところだったと思うんですけども、そこから恐らく数十年とかたっているのであれば、この危険な暑さというのは想定していなかったのかなというふうに思っているんですけども、その認識はどうでしょうか。

○大松生活支援課長 その当時の、すみません。具体的に厚生労働省からこういった理由で冬季加算を付していますというのが、ちょっと確認できないので。すみません。例えば命に関わるような寒さが原因なのか、もしくは冬はガスとか電気が二つとも、両方とも使うので、そういうことに対して加算をするのか、ちょっとそういったところもあるんですが。確かに夏は、すみません。エアコンで電気は使うんですが、その分ちょっとガスのほうは少なくなる可能性がありまして、そういったところも含めて、1年通して夏季加算はないということもあるかもしれませんが、今ご指摘のように、ちょっとここ近年の夏のいわゆる命に関わるような暑さについては、ご指摘のとおりでございますので、今後そういったところも含めまして、国がこういった傾向を示すとか、注視してまいりたいと存じます。

○はまもり委員 国からは、この間の承認もありましたが、給付金ということで、あちらは物価高騰を受けてのことだと思っておりますよね。それは必要なことをやっていただいているなというふうに思っています。

今回に関しては、物価高騰で電気代も当然含まれているんでしょうが、主には食料品とかやっぱり満遍なく使っていく。先ほど、牛尾委員や池田委員とかからもありましたけども、やっぱり最初に切り詰めていくところって、電気代だったり通信代だったりといったところになる中で、やはりこの陳情を見たときには、率直に、確かに夏季手当がないのはなぜかなというふうには思ってしまったんですね。ここに関して、国への申入れというものは、どういうふうにやっていくことができますか。

○大松生活支援課長 例えば福祉事務所長会を通じて申入れをするとかということが考えられますが、ちょっとそういったところも含めまして、近隣の区の反応もございまして、ちょっと今後の動向とかを注視していきたいと思っております。

○はまもり委員 国の制度なんでね、近隣の区の動向というのはあると思うんですが、基本的には同じような状況なのかなというふうには思うんですね。ただ、その陳情者がいるかどうかといったところで、私たちは一番住民の方の近い立場で、そういった声を聞くことができたということは、一つ事実としてあるので、それはどう受け止めるのかというのがあると思うんです。

確かに、ちょっとまだ先ほどの答弁の中で、じゃあ、ガス代と電気代で、冬季と夏季とでどれくらい違うのかといった試算とかは、もしかすると必要かもしれないんですけども、ここに関しては、千代田区が率先して国に申入れをするというような、23区、ほかの区とも一緒になって調査を進めていくということもできるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 1点目ではございますが、まず、生活保護につきましては、今まで私が申しあげましたように、ケースワーカーからの支援ですとか、あともう一つ、エアコンも含めました本来の生活保護の制度でございますとか、あと、今回ご議決いただきました低所得者向けの生活保護者も含めました給付金ですとか、そういった支援策がございまして、そこからさらにちょっと支援ということになりますと、生活保護世帯以外の世帯との均衡と申しますか、公平感という問題もございますので、千代田区のほうが、例えば率先してその申入れについて動くかというのは、ちょっとそここのところは、他区の状況とか国の状況を見定めまして、慎重にちょっと行動していきたいと存じます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 この生活保護は、たしか独自のCPIを算出して、物価スライド制に近い形を取っていたと思うんですが、これがどうも見ていると、今の物価の上がり方というのが、食費が相当きていると、あとエネルギーが高いということで、恐らく低所得者、生活保護の方は、普通の人たちよりも物価高の影響を被っていると思います。

それで、この夏季加算というのを検討するのは私も賛成なんですけど、考えてみると、お子さんがもう数人いらっしゃるって、あんまり十分な年収がないという人たちも同じように苦しんでいるだろうと思いますので、エアコン設置というの、全額出す、生活保護だけ出すという、すごく偏った感じが私もしますんで、何かその一定の支援金みたいなものを出すとか、どこかで線引きするにしても、生活保護だけではない保護手段というのは、これまでやったことはないですかね。これに類型したような感じでということですよ。

で、物価高というのは、もう本当に30年ぶりぐらいの我々が経験したもので、ないとは思いますが、ちょっとしたアクシデントがあって、生活保護に偏らないで、ある所得の人たちより下の人たちに対して何か保護をしたという事例はこれまでないでしょうか。

○大松生活支援課長 すみません。ちょっと私の確認できる限りでは、ここ令和3年度から始まっています非課税世帯の給付金、物価高、これはまず、そもそもコロナ支援のためでございますが、そこから始まりました電気・ガス等の給付金が確認できる場所かなとは存じます。

○白川委員 はっきり申しますと、やっぱり前向きに検討していただきたいなというふうに思います。同じように、子育てしている家庭に対しても同じような支援、特に母子家庭、父子家庭の方たちというのは、重点的にちょっと見ていただけないかなというふうに思い

ます。夏休みに入るというのもありますし、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 子ども部のほうでは、令和2年度から5年度にかけて、子育て世帯の中でも独り親に対する給付と、あと非課税世帯に対する給付、こちらを行っておるところでございます。

この後、計画でもございますけれども、教育保育施設、またこれに関わる子ども・子育て支援法に関わる事業につきましては、この拡充とともに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 私から1点だけ。陳情書の中にも大阪市や堺市などでも検討を求める意見書が提出されていると。先ほどの答弁でも各自治体の動向を確認しながらという話もありました。

実際、ほかの自治体などで何か取り組まれていることとか、現状何か分かっていることとか、もしあれば教えていただきたいなと思うんですが。

○大松生活支援課長 ご指摘のように、他の自治体で、例えば生活保護受給者ですとか、あと支援者の方からの夏季加算について意見というのはございますが、私が確認してきたところでございますと、いずれもちょっと国の制度を注視したいというところでございました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと、夏季加算は国の制度なんでね、なかなか大変ですけども、例えば見舞金という形だとどうなりますか。

○大松生活支援課長 見舞金を出すという点につきましては、ちょっとまたその分、支給される生活保護費との調整が要るか要らないか確認もございまして、また、先ほど私がお答えさせていただいたように、今ある支援のほかに、さらに支援というのは、生活保護受給者以外の世帯との均衡もちょっと考えないといけないので、ちょっと今現在のところはやはり国の制度を注視してまいりたいと存じます。

○牛尾委員 国の制度を注視と言いますけれど、猛暑というのはもう例年、もう毎年というか、これが普通な感じになりそうですよ、今後ね。そうすると、夏季加算がないという状況というのをこのまま国の制度を注視するだけじゃなくて、やはり区長会なり、我々議会としても意見書を出すという努力をしていかなきゃいけないと思うんですけども、そうしたもうちょっと積極的なね、能動的な国に求める行動というのを起こしていただきたいんですけど、いかがですか。

○大松生活支援課長 はい。国に対しての意見書につきましても、すみません。千代田区が先行してというところも含めまして、他区の状況とかの様子を見て、ちょっと検討してまいりたいと存じます。

○西岡委員長 ほかにありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 すぐにはいい答えも出ないでしょうし、議論を深める必要もあると思いますので、どうしましょう、取扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか。それでは、継続でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、本陳情につきましては継続審査といたします。

次に、送付6-31、精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情について審査いたします。陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等ございましたらお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 送付番号6-31、精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情でございます。

要旨は、障害者手当の対象者について、身体障害者は1～3級、知的障害者は1度～4度であるにもかかわらず、精神障害者だけが1級のみという対象範囲であることから、拡充を求めるものでございます。

まず、障害者手当というものは、昭和48年から事業を開始しました制度でございます。対象者や要件の変遷がありまして、平成31年度から精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方も対象としています。東京23区では17区が手当を支給しておりまして、千代田区は月々1万5,500円と23区内ではトップクラスの支給額でございます。手当につきましては、引き続き、国や都、特別区を含む他の自治体の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。

情報提供は以上です。

○西岡委員長 はい。以上でよろしいですかね。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ありましたらお願いします。

○牛尾委員 この対象者にする、例えば精神の1級と、2級、3級は対象外ですよというのは、これはもう国の制度で決まっています、自治体独自に範囲を広げるということは難しいということなんですか。実際、独自には可能なんですか。

○緒方障害者福祉課長 今、可能か不可能かといいますと、不可能ではないかと思っておりますが、現状としまして、現金の支給が必要であるかというところにつきましては、周辺区ですとか自治体を含めまして、1級の方しか支給していないという現状でございます。

○牛尾委員 ということは、区独自に2級の人を対象にしていくと、額はどうあれね、2級も対象にしていくということも、区独自には可能だということではよろしいですね。

○緒方障害者福祉課長 はい。そうですね、検討を深めていって、可能性はあるかと思えます。

○牛尾委員 それでは、1級の方と2級の方の決定的な違いというのは何ですか。

○緒方障害者福祉課長 まず、精神障害者は1級、2級、3級でございます。それで1級の方につきましては、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものという規定でございます。2級の方につきましては、精神障害であって、日常生活が著しい制限を受ける、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとなっております。3級につきましては、精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受ける、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものという規定となっております。

○牛尾委員 そういう文言の差があると。じゃあ、具体的にこうなれば著しいとかね、こうなれば日常生活が不可能だというね、線というのがなかなかこう、こういうことがあるからこうだ、こういうことがあるからこうだと分けられないもんだと思うんですね、精神

障害の方ってね。そこについての区の考えというのは。

○緒方障害者福祉課長 この等級を決定するに当たりましては、委員ご指摘のとおり大変難しい点もありますが、医師の診断書などを踏まえて、こういった等級を確定しているところでございます。

○牛尾委員 それはお医者さんに診てもらって、そういった級を決めるというのは、当然あると思います。ただ、私、その精神障害をお持ちの方に聞くと、やはり級をなかなかこう、例えば日々によってとか、自分の体調によってとか、季節によってとかで、やっぱり変わるというんですね。やっぱり身体と違って、精神というのは級が上がったり下がったりするというのもあるというのを聞きます。やはりそうした中では、2級の方が、じゃあ、本当に1級の方に比べて日常生活が順調にやっていけるのかということ、そうでもないという話も聞きますし、やはりそこは、区独自に2級の人を対象にできるというのであれば、そういった方向の検討というのも必要だと思うんですけど、いかがですか。

○緒方障害者福祉課長 このたび、この陳情書の方も書いていらっしゃるけれども、国の指針を踏まえて、各旅客鉄道のほうが運賃のほうの割引を精神障害者の対象と拡大してございます。これが、内容を見ますと、精神1級の方を1種としていまして、2級、3級の方をまとめて2種というふうにしておりまして、では、どれくらい割引をするのかと申しますと、来年度、令和7年度からなんですけれども、片道の営業距離100キロですので、東京から熱海ですとか宇都宮辺りですね、そこまで行く乗車券を半額にするということを、来年度からJRなどが始めるというふうに発表してございます。

こういったことは、ある程度そんなに遠距離を移動する方というのは一部かと思えますけど、やっぱりこれが現金を支給するとなりますと、日々の生活にどれだけ負担が大きいですとか、そういったところを見定めて、その方にとって必要な支援を行っていかねばならないと考えてございますので、慎重な検討、研究が必要だと考えてございます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 これはお願いなんですけど、障害者1級の人たちが受けられるサービスというのはホームページのどこかでずらっと羅列していただきたいんですね。2級の人はこのことが受けられる、3級の人はこのことが受けられるというのが、ちょっとそれがホームページにあると、あ、こんなに恩恵あるんだというのが多分実感できると思います。

それと、国がやっているもの、都がやっているもので、区のものがあれば区があるものというのをしっかり明記しておけば、あと何が足りないんだろうということも考えやすいので、ぜひその辺りお願いできないでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 白川委員のご指摘、より恩恵というんですか、そのサービスが受けやすくなるような環境を整えてほしいというご要望だと思います。しっかり受け止めて、分かりやすいホームページを作っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 私も幾つか、港区とか新宿、杉並区とか、幾つかの区を見たときに、やっぱり対象は1級のみではあったんですね。これ、先ほど答弁で、近隣区というふうにおっしゃったんですけども、ほかの区であったり、私、一部でしか見れていないので、ほかの区であったり他県とかで、精神障害の対象が1級以外の2級も対象になっているとこ

ろというのではないのかどうか、分かりますか。

○緒方障害者福祉課長 申し訳ございません。まず、私ども23区内を調べたところでは、この現金を、手当を支給しているというのは、先ほど申し上げました17区のみだったというところで、ちょっと2級、3級に、これ、現金を支給しているというのは、ちょっと確認することはできていないというところでございます。

○はまもり委員 私、全部じゃないんですけど幾つか見たときに、やっぱり1級のみではあったんですけども、ちょっとここは、都内は少なくとも見ていただきたいなというところと、ほかの県でも全部というのはちょっと難しいと思うんですけども、少し調査というのはしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 はい、承りました。都内全域ですとか、可能な限り、国内といたしますか、はい、先行事例がないかなども研究してまいりたいと考えてございます。

○はまもり委員 実際の当事者の方に伺うことができなかつたんですけども、ちょっとこの陳情の背景というところに、やっぱり精神障害の方がこういった対象になったのも平成31年からというお話でした。

やっぱり私も含めてなんですけど、もしかするとこの理解というものがまだまだこれからなところがあって、例えば身体障害の方は二つの等級が——あれっ、これ、二つでしたよね、対象になっていたりとかというのがあるので、そういったところで、私たちの理解が足りていないがために、この対象になっているという可能性があるのかなというふうにちょっとうかがえたんですけども、その辺の認識というか状況はどうなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 過去をひもときますと、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者という3障害というのは、異なる法律に基づいていたものが、平成18年に障害者自立支援法で一元化していきましようという社会の流れになりました。そして、これをより地域社会における共生の実現にしましようということで、平成25年から障害者総合支援法へと改正されました。そして、平成28年には障害者差別解消法が施行されて、合理的配慮を提供していきましようというふうに、ご案内のとおり、障害者を取り巻く環境というのは、法律もどんどん変わっていておりますので、ますます改善していつている、より住み慣れた社会になっていつているとは思っておりますけど、今、委員おっしゃったとおり、やはり私たちがその認識が足りていない部分もあるかと推察いたしますので、よりそういった周知も含めまして、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、質の高い福祉サービスの提供をしていきたいと考えてございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。ぜひ一緒に考えていつていただけたらなと思います。

それと、今回の給付というか、対象、手当といったところでは、少し検討するにしても時間がかかるのかもしれないんですけども、精神障害といったところで、本当に必要な支援が行き届いているのか、さらに何かできることがあるのかといった点でも、またご検討を頂ければなと思いますが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 まず、先日ご紹介いたしました分身ロボットOriHime、障害者福祉センターのえみふるに置きましたけども、こちらのパイロットの方にも精神障害の方がいらっしやいまして、こういった働き方の模範といいますか、こういう方もお仕事できているという実例を見せることで、こういった方たちの働きやすさですとか、そ



ら選択肢があるということが周知できているのではないかと考えてございます。

また、ちよだんごのほうも、申しあげましたように、1日、もう数十分から、1時間からお仕事ができるというような場にもしていきたいと考えてございますので、一步一步ではございますが、より皆様が千代田区で安心して暮らしていけるような社会を形成していきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○おのでら副委員長 支給額についてなんですけども、先ほどご説明の中で、トップクラスの支給額を千代田区では行っていますというお話だったんですけど、確かに他区の事例を見てみると、1万円っていないところもあったりとか、もう4,000円とか5,000円というところもあると思うんですね。ただ、近隣区で比べてみると、1万5,500円出しているところとか、あるいは1万円台になっている。

この辺の金額の、何ていうんですか、設定の仕方というか、その決め方というか、この陳情案者の方も1級にちょっとそれが偏り過ぎているというイメージを持たれているかもしれないんで、ちょっとその辺りご説明いただけないでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、この物価高でもございますし、この1万5,500円も先ほど申しました1級の方も対象にしたときに決めた金額でございますので、こちらで特別区の課長会などでも議題にするですとか、周辺の意見も聞きながら、この現状が適切な金額なのか、いろいろ研究してまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 そのベースとなる計算というところはどうなんですか。

○緒方障害者福祉課長 すみません。こちらが本当に区独自でございますので、すみません。この当時のちょっと計算式ですとか、そういったものを今、手元にないところで、今、ちょっと確認して、またお返事申し上げたいと思います。

○西岡委員長 はい。お願いします。

○おのでら副委員長 もし可能であれば、他区の上げ方とかですね、そういうのももし把握されていたら教えていただければと思います。

○緒方障害者福祉課長 23区の課長会など、よくほかの課の、区の課長ともいろいろ情報交換しておりますので、そういったことも聞いてきてまいりたいと思いますので、またご報告したいと思います。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

ほかになければ、これで質問を終わりますけれども、本陳情につきまして取扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、本陳情につきましては、継続審査といたします。

はい。どうぞ、はまもり委員。

○はまもり委員 すみません。調べれば、見れば分かるんですけども、この対象者が身体障害者だったら2級分とかというのが、それぞれ級とその項目があると思うので、対象

者全ての、その項目と説明のところをちょっと出していただいてもいいでしょうか。あ、項目、1級だと日常生活に問題があるとか、身体障害者の7級とかまである、もっとあるんですかね。その身体障害者の等数分の全ての項目の中で、対象になっているのはこの部分というようなものを出していただきたい。それが精神障害だったら3級分ある中で1級分みたいな。

つまり、見たいのは、いろんな障害の等級がある中で、身体障害に関してはここをこういう程度の人たちが対象になっているんだと、精神障害の方はこういうふうに分けていてこういうふうになっているんだというのをちょっと見比べたいなというふうに思っているんですけど。（「等級によって違うから……」と呼ぶ者あり）

○西岡委員長 そういう、だから一覧表というところで……

○はまもり委員 あ、ここの基準。

○西岡委員長 サービスの提供ではなくて、（発言する者あり）ちょっと待って、委員会中なので。（「それは」と呼ぶ者あり）委員会中です。はい。

○はまもり委員 失礼しました。

○西岡委員長 執行機関、分かりましたか、今ので。分からない。

そうしましたら、一旦休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時12分再開

○西岡委員長 委員会を再開します。

送付6-31の本陳情について、もう一度、はまもり委員、お願いいたします。

○はまもり委員 先ほど、陳情に当たって、等級の資料を出していただきたいというふうに言ったんですけども、そちらに関しては取下げをさせていただきます。

○西岡委員長 はい。それでは、改めましてですけれども、送付6-31、本陳情につきまして、先ほどご意見ありましたとおり継続審査ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、次に、送付6-32、障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情について審査いたします。陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がございましたら、お願いいたします。

○窪田福祉総務課長 こちらの陳情でございますが、趣旨といたしましては、主に、区営住宅の優遇資格に、精神障害者保健福祉手帳3級が対象になっていないことへのご要望、また、窓口での対応に関するご要望が趣旨だと把握してございます。この中で居住支援協議会について言及がございまして、私のほうからは居住支援協議会の状況についてご説明をさせていただきます。

現在、居住支援協議会でございますが、主に高齢者の住み替えについて重点的に議論を行っているところでございます。まず、区内で相談の多い高齢者にターゲットを絞りまして、居住支援の流れを構築するということを目指している状況でございます。

ただ、そのような状況ではございますが、陳情にございますような住宅確保要配慮者から障害者の方を排除しているといったようなことは決してございませんでして、区の窓口で障害者の方がご相談にいらした場合には、高齢者の方と同様に丁寧な聞き取りを行いまして対応していくこととしてございます。

情報提供は以上でございます。

○西岡委員長 はい。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ございますか。

○牛尾委員 今の説明で、居住支援協議会が区内の不動産屋さんと連携をして、高齢者に対して民間住宅のあっせん、相談を行っているということは存じております。なかなかね、それでうまく民間住宅に入れるということがかなり難しいということも分かっているんですけども。その相談に、例えば精神障害をお持ちの方が相談に乗っていただけているんですか。

○窪田福祉総務課長 はい。実際に高齢者でない精神障害者の方がいらしたという記録はございませんけれども、もしいらっしゃれば、その辺りは丁寧に対応させていただく予定でございます。

○牛尾委員 その高齢者への相談をやっていますよという周知はされていると思うんですけど、精神をお持ちの方に対してもそうした相談には乗りますよということは、広く周知はされているんですか。

○窪田福祉総務課長 特段周知というのは行ってございません。

○牛尾委員 やはりそれだと、居住支援協議会は高齢者の問題を重点にやっているというふうに見られちゃうと思うんですよね。そこは、精神をお持ちの方で住宅にお困りの方もどんどん相談に来てくださいという周知というかな、広報というかな、そういうのは必要だと思うんですけど、いかがですかね。

○窪田福祉総務課長 現在、主に高齢者の方を対象にして住み替え相談を行ってございます。令和4年度以降の実績で、ご相談件数16件頂いてございますけれども、成約件数ゼロといったような状況でございます。

ちょっと繰り返しになってしまうんですけども、まずは高齢者の方にターゲットを絞って、その居住支援の流れをきちんと構築した上で、対象者を広げていきたいと考えてございます。

○牛尾委員 あとね、なかなか民間の住宅のオーナーさんが、高齢者の方、もしくは精神に障害をお持ちの方というのを入居されるというのは、やはり住宅の中がどうされるか分からないと、孤独死の問題もあるということで、なかなかこう、拒否をする、受け入れられないというのはね、これは本当によく分かるんです。

文京区のようにそうしたオーナーさんに区が直接支援をして、支援をすることは、区の見守りにもつながっているという制度が文京区ではやっているんですけども。やはり千代田区もそうした何ていうかな、オーナーさんへの直接支援、オーナーさんが、直接区が見ているよと、それで安心できて受け入れられるよという制度の構築というかな、そういうのも必要だと思いますし、それが駄目なら、区がもう直接その住宅課、福祉と住宅が連携をして、もう公共住宅を増やして行って、そうした方々を受け入れる受皿をつくっていくという、そうしたことをやらない限り、なかなかこの住宅の問題というのは厳しいと思うんですけども、その認識はいかがですかね。

○窪田福祉総務課長 ご指摘のとおり、オーナーさんの不安感を解消するというのは、大変重要なことだとは考えてございます。居住支援協議会のほうでもその辺り、議論を進めているところでございまして、今後そういった辺りは検討していくことになろうかと考えてございます。

○牛尾委員 あと、やはりこの陳情者の方がおっしゃっているように、精神の対象枠を広げてほしいということについては、これは区独自で、これは住宅になるのかな、可能なんですかね、これは。

○窪田福祉総務課長 はい。申し訳ございません。区営住宅のことに関しては、ちょっと私のほうからお答えしかねる状況でございます。（発言する者あり）

○西岡委員長 ほかによろしいですか。

○池田委員 関連して、今、牛尾委員がおっしゃったように、これ、確かに住宅支援協議会というのが立ち上がりながら協議をしていく中で、なかなか成立しないというところが現状なのかもしれませんが、ちょっと今の委員会の中だと、住宅課ではないものですから、もし可能であれば次回のときに、所管にお聞きするという事は可能なんでしょうか。

○西岡委員長 はい。そうしましたら、取りあえず一旦ご意見をお預かりさせていただきまして、ほかにご意見等ございますか。質問等ございますか。よろしいですか。

はまもり委員。

○はまもり委員 これは事実確認というふうになりますが、陳情を読んでいくと、福祉総務課のところで、無視とか拒否されたとか、書類の提出に対しては、やり方が決まっているからといったところがあるんじゃないかとは思いますが、その説明がもしかすると十分ではなくて、正当な対応をしてもらわなかったみたいなのところ書いてあるんですが、ここの事実認識というか、状況はどうだったんでしょうか。

○窪田福祉総務課長 まず、「はじめに」のところに書いてございます関係者会議について、福祉総務課が無視または拒否したという記載でございますけれども、ちょっとこちら、課内で確認ができなかったという状況でございます。

また、後段のほうに、「書類提出の際」というふうに記載がございますけれども、こちらは住宅の関係の書類の提出の場面かなというふうに認識してございます。

○西岡委員長 よろしいですか。はい。

それでは、取扱いについていかがいたしますか。

○牛尾委員 継続していきたいんですけど、例えばこれ、継続して審査をするとなっても、その住宅担当の……

○西岡委員長 もちろんです。先ほど池田委員からもありましたとおり、はい。

○牛尾委員 それでしたら、継続ということで。

○西岡委員長 はい。それでは、ほかにご意見なければ。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。本陳情につきましては、継続審査とさせていただいた上で、本陳情審査に当たっては、区営住宅等の議論に及びましたので、所管である住宅課長に、次回の委員会にご出席を頂きますよう、環境まちづくり委員長に申入れをしたいと思います。

以上で、日程1、陳情審査を終わらせていただきます。

次に、日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画につきまして、教育委員会資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

現行の計画、第2期の計画が今年度終了いたしますため、第3期の計画を今年度つくっていくというところで、今回、頭出しのご報告をさせていただければと思っております。

1番、計画の目的でございます。

子どもの良質な成育環境を保障して、また妊娠・出産から切れ目のない支援を行っていくためには、質の高い事業を計画的に行っていく必要がございます。こうしたことから、この第3期に計画で定めまして、事業を展開していくというところで考えているところでございます。

中段に、現行の計画の内容等と書いてございますけれども、教育・保育施設に関わります事業の量の見込み、また、提供体制確保の内容、実施時期等、こちら記載してございますけれども、本計画につきましても、こういった見込みや内容を記載させていただいた上で、今後の保育所等の在り方についても記してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

具体的に申し上げますと、今、課題になってございます病児保育ですとか、また、こども誰でも通園制度などがございますけれども、こういったことをどうしていくのか、そういったところをこの計画のほうにも記してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

項番の2、計画の位置付けでございます。子ども・子育て支援法に規定してございます法定計画でございますと同時に、第4次基本構想の分野別計画の一つとなっております。

3番の検討会議体でございます。学識経験者、保護者、保育事業者などから構成をされます千代田区版の子ども・子育て会議がございますけれども、こちらにご意見を賜りながら計画を策定していくというところでございます。

4番、策定スケジュールでございます。今後の予定でございますけれども、7月、場合によっては8月上旬になる、今、日程調整中でございますけれども、7月後半から8月上旬にかけて第1回子ども・子育て会議を開催し、計画の概要とか方向性の確認をさせていただきたいと思っております。その後、10月まで計画素案の検討を行いまして、一度、子ども・子育て会議に意見を賜り、最終的には1月、子ども・子育て会議、首脳会議を経まして、計画の素案を策定していきたいと考えております。2月にパブリックコメントを実施いたしまして、3月に計画を策定するという流れで考えておるところでございます。

この間、こちらの所管委員会のほうには適宜ご報告をさせていただきながら、ご意見を賜りながら、本計画を策定してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。今回は頭出しというところもあって、スケジュール感の確認というところだと思いますので、中身は随時、ご意見を伺っていこうと思っておりますけれども。

ごめんなさい。1点だけ、私が。こども家庭センターが設置の努力義務化をされましたけれども、そういうところも今後は盛り込まれる検討はありますか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。本計画につきましては、教育・保育施設と、あと子ども・子育て支援法に記載する地域子ども・子育て支援事業に関する利用の量の見込みであ

りますとか、確保の内容、実施時期、で、方向性というようなところで法定ではなっておりますけれども、頂いたご意見も踏まえまして、この計画になるのか、また分野別計画なのかというのはあるかもしれませんが、検討してまいりたいというふうに考えております。

○西岡委員長 はい。お願いします。

ほかにございますか。

○白川委員 ちょっと一般論になっちゃうんですが、子育てとか支援に対する財政がかなり出ていっていると、割合がかなり増えているというのが気になっております。再開発なんかの話だと、かなりお金を締めようという、無駄なことはなくそうという動きもあるんですが、子育てに関しては全くそういう動きが出てきていないので、その監視の目みたいなのは今どうなっているかというのをちょっと教えてください。

○西岡委員長 監視の目。

担当課長。

○湯浅子育て支援課長 そうですね、監視の目と申しますと、特にそういった会議体等々はございませんけれども、年間の予算の時期にご議論を頂いていますとか、決算のときにご議論を頂いていますとかしていただいたりとかですね、また、この分野別計画で量の見込みと提供体制の確保、実施時期などを明記して事業を行ってきているところがございます。

当然、この計画につきましても評価を受けているというふうに認識をしてございますし、また、長期的なところで言いますと、第4次基本構想というところもございますので、そういった中で、議会の皆様からも評価を頂いたりですとか、また3番でありますように、検討会議体として子ども・子育て会議というところもございますので、ここで様々、事業のご意見を賜りながら運営をさせていただいているというようなところで認識をしておるところでございます。

○白川委員 ありがとうございます。確認ですが、やっぱりこの場というのが一番の監視の場であるという認識を持ったほうがいいということですか。

○小阿瀬子育て推進課長 おっしゃるように、議会の皆様からご意見を賜ってというところが、非常に重要なところと考えてございますので、今後ともよろしくお願ひしたいところでございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 当然、子育て支援ということですから、保育だけじゃなく、当然、0から18歳までしっかり見て支援していくということになると思うんですけれども、病児、誰でも通園制度、非常に大事なことですけれども、今回、ニーズ調査では、経済的支援を求める声というのが、前回5年前よりも3倍以上増えていることもあります。やはり生活への支援というのを一つしっかり入れていただくことと、あと、やはり今回言われているのが、中高生の居場所をどうするのかという問題も言われていますし、遊び場の問題、学童の問題、様々あると思うんですけれども、幅広くしっかり全体的に拡充していくというような計画をしていただきたいんですけれども、そこについてお願いいたします。

○小阿瀬子育て推進課長 ただいまの牛尾委員のご質問でございますけれども、本計画につきましては、冒頭、目的のところでご説明をさせていただきましたけれども、教育・保育

施設、また、法律でこれは記載されている地域子ども・子育て支援事業というところが、今年度でいうと十五、六、七ぐらい事業になるかなと考えておりますけれども、ここら辺の量の見込みを出して、どのように確保していくのか。で、実施時期がいつなのか、方向性をどうするのか。ここは基本にはなっておりますけれども、今、お話しいただきました経済的支援とか、また子どもの遊び場といったようなところというのは、この計画本体というわけではございませんけれども、引き続きこれは拡充をしていくというところで、我々も考えておるところでございますので、経済的支援につきましても、子どもの遊び場につきましても、拡充というかですね、どういうニーズがあるのかということも踏まえながら、今後、検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）第３期千代田区子ども・子育て支援事業計画について質疑を終了いたします。

次に、（２）（仮称）四番町公共施設新築工事について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料２に基づき、（仮称）四番町公共施設新築工事における工事の状況などについてご報告させていただきます。

（仮称）四番町公共施設につきましては、老朽化していた四番町保育園・児童館の建物について、隣接する四番町図書館や区営住宅などとともに、一体的に施設整備を行うものであります。令和３年度から既存施設の解体工事に取り組み、現在は令和８年度の竣工に向けて新築工事を進めているところでございます。

用途につきましては、子ども部の四番町保育園、四番町児童館のほか、同じく従前の用途である四番町図書館、区営住宅、職員住宅、区民集会室、及び防災備蓄倉庫の用途が入る建物となります。

工期につきましては、令和２年３月１３日から令和８年８月１４日まででございます。当初の工期は令和６年１０月３１日まででしたが、その後２回の延長があり、現在の契約工期は令和８年８月１４日までとなっております。

契約金額につきましては、１０３億５,６７６万６,４１２円でございます。こちらは建築・電気・空調・給排水・昇降機、それぞれの工事の合計額でございます。工期と同様に金額についても当初からの変更があり、建築工事につきましては、インフレスライドも含めて、３回の増額変更を経て、現在の額となっております。

以上が工事の概要でございます。

次に、工事及び工期の状況についてのご説明となります。ここからは、工事の執行委任先である政策経営部からの情報を基に資料を作成しております。

改めまして、項番の２、工事の進捗状況でございます。昨年度中に山留め工事及び杭工事の施工が完了しております。現在は掘削工事及び既存建物の地下解体工事を施工しており、掘削後に躯体工事に着手することとしております。

項番３、工期についてでございます。時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成３１年４月１日から順次施行がされております。建設業においても、トラックドライバーなどと同様、５年間の猶予期間を

経て本年4月1日から適用となりました。本件工事においても、週休2日に相当する「4週8休」が施工条件となり、また、平日における時間外労働についても上限規制が課されることとなった結果、本年4月1日から工期末である令和8年8月14日までの間に、190日程度の工期の日数の不足が見込まれることとなりました。このため、工期短縮の方策を検討したうえで、工期の延長を行っていくこととします。

項番4、工期短縮に向けた検討項目でございます。躯体ボリューム及び施工方法の検討。こちらにつきましては、打設するコンクリートの量などを精査して工期の短縮を図るものでございます。作業の効率化に向けたプレキャストコンクリートの採用検討。こちらにつきましては、工場で製作したコンクリート製品を用いて工期の短縮を図るものです。鉄筋の接手方法の検討。こちらにつきましては、天候に左右されない機械式継手の導入により、工期の短縮を図るものでございます。

項番5、今後の予定でございます。工期短縮の期間や項目、金額等を精査し、工期延長の日数及び金額を定め、当委員会でご報告させていただいた上で、令和6年第3回定例会にて補正予算を計上させていただき、その後、第4定例会にて契約変更を挙げさせていただく予定でございます。

最後に、四番町保育園・児童館の仮施設につきましては、民間の土地を借りて運営しているところでございますが、その貸借の期限は令和9年の9月末であり、今回の工期延長を踏まえても支障がないものと捉えております。

ご報告は以上であります。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

○おのでもら副委員長 工期短縮に向けた検討項目ということで、躯体ボリューム及び施工方法の検討ということで、コンクリが減るとか、あるいはコンクリートを使うものを変えるとか、あるいは鉄筋の接手方法を検討するという事なんですけども、これによって耐震性ですとか、あるいはその建物自体の耐久性が変わるということはあるんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 ご質問ありがとうございます。ご指摘のコンクリートのボリュームの変更に伴って建物の強度が下がることはございません。そうならないように設計をして、別の方法で施工するという形です。設計をした上で、具体の施工に入るという形にしております。

○おのでもら副委員長 耐久性についていかがですか。お茶の水小ですと、100年コンクリートということで、100年使えますよという触れ込みだったと思うんですけども、こちらについていかがですか。

○川崎子ども施設課長 耐久性についても同様でございます。コンクリートの性能、品質の関係でございますので、同水準のもので行っていく予定でございます。

○西岡委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、(2) (仮称)四番町公共施設新築工事について質疑を終了いたします。

次に、(3) 令和6年度至大荘行事運営の一部見直しについて、理事者からの説明を求



めます。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 それでは、教育委員会資料3に基づきまして、令和6年度至大荘行事運営の一部見直しについてご報告をさせていただきます。

まず、項番1でございます。至大荘行事の概要でございますけれども、九段中等教育学校の第4学年の生徒が、千葉県の勝浦市守谷にあります本校関連施設の「至大荘」にて、2泊3日の集団生活と守谷湾での遊泳体験を行うものでございます。

項番2、主な見直し内容でございますけれども、ライフセーバーの派遣を日本ライフセービング協会に委託することから、これまでの遊泳助手については要請しないこととするものでございます。

項番3、見直しの理由でございますけれども、2点ございます。まず1点目として、事故等の防止及び生徒の安全管理体制の強化を図ること。2点目、学校の管理下でない、第三者であります遊泳助手が事故等を起こした場合の責任の所在が不明確になるということが挙げられます。

項番4、見直しの背景でございます。遊泳助手の方は、浜での遊泳指導、荘内での生活指導等、至大荘行事においては重要な役割を担っていただいています。ただ、遊泳助手が担う役割が大きいために、学校行事であるにも関わらず、教員のみで行事を実施することが困難な状況となりつつあります。こうした役割の重要性は理解しつつも、学校の管理監督下でない遊泳助手への指導責任の所在が不明確であるために、有事の際の賠償責任等の問題が大きいことが考えられます。

こういった点を考慮して、今後の至大荘行事においては、遊泳助手への協力依頼は自粛して、教員で行事を完結することを目指してまいります。また、これまで遊泳助手が担う部分が大きかった生徒の安全管理体制は、先ほどのライフセーバーの派遣を委託することにより、補ってまいります。

項番5、その他でございますが、本件の内容につきましては、令和5年度から6年度にかけて3回開催されました学識経験者、九段中等教育学校のOB・OG組織である菊友会の関係者、九段中等PAの関係者が入っております「至大荘行事あり方検討委員会」にて議論されまして、最終回となります第3回委員会において、上記方針のほうが決定されたところでございます。

報告は以上でございます。

○西岡委員長 ありがとうございます。確認ですけれども、過去、この件で事故はないんですよね。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 はい。事故等はございません。

○西岡委員長 ございませんね。はい。

それでは、説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 OB・OGの方含めて検討委員会でご決定されたと、見直し理由についても安全面からということで、非常に納得いくものではありました。

一方で、これまで九段中等の卒業生にその補助をお願いしていた理由とかというのは、こういったものがありますでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 経緯ということではよろしいでしょうか。

○はまもり委員 はい。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 これは、至大荘の行事自体が、聞くところによると90年ぐらいの伝統のある行事ということで、そういった意味で、九段中等教育学校の水泳部のOBに頼んでいたという経緯があるとお聞きしています。今回は、それがライフセービング協会のほうに委託して、いわゆる学校の管理下でない遊泳助手の方に、何かあったときにご迷惑をかけることが予想されますので、こういった形でやらせていただきたいということでございます。

○はまもり委員 1点だけ。90年の伝統行事というところで、恐らくそのOBの方が補助するということところが、卒業生と在校生との関わりであったりとか、学校の伝統と一緒に育てていくといった意味合いもあったのかなというふうに思います。

一方で、この決定に対して異論はないんですけども、そういったOBの方との関わり方というのは、ほかのところはどういったふうにつくっているのか、あるいはつくっていくのかといったところを教えてください。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 OBの方、OGの方の今までのお世話になったことを十分理解しております。これからについても、学校としてOBの方のいわゆる在校生へのつながりというんでしょうか、そういったこともちょっと考えながら、至大荘の行事の運営をしていきたいと考えております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私のはまもり委員のおっしゃるとおり、伝統というのは非常に大事なことかなと思うんですね。これまでずっとOB・OGの方が、至大荘行事に同行をして、後輩たちに指導をしていくと。ここに、ライフセーバーがいなかったということ自体が驚きなんだけれども、確かに安全・安心面からライフセーバーの派遣をお願いするというのは、これはもう当然だというか、賛成なんですけれども、それによってOB・OGがもう参加しなくなっちゃったというふうになると、そうした先輩が後輩と交流を持つ伝統というのかな、そういうのが薄れていくと思うんですけども、ここについては、協議会や、またPAから何か意見というのは出なかったんですか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 この至大荘行事あり方検討委員会の中では、特段そういったご意見のほうは頂いておりませんが、先ほどはまもり委員にお答えしましたけれど、この伝統ある行事ですので、まずは生徒の安全第一ということを観点にししながら、至大荘行事が続けていかれるように対応していきたいと思っております。

○西岡委員長 いつも、何人くらいOB・OGの方は参加していらっしゃるんですか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 去年の例で言いますと、延べ人数で25名の方がいらしています。なので、1日当たり五、六名というところでしょうか。

○西岡委員長 じゃあ、それを楽しみにしていらっしゃる方もOB・OGの中でいらっしゃるかもしれないし、まあ、水の事故はやはりあってはならないので、プロの方に生徒の方をサポートしていただきつつ、OB・OGの方との交流も深めていただきたいというのが、ほかの委員の方も思いは一緒だと思うんですけども、その辺に関しては、もう一度よろしいですか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 はい。今のご意見を頂きまして、OB・OGの方で、今まで遊泳助手としてご参加いただいていた方を含めて、伝統を引き継ぐような形で、どういうふうな形でやっていけるかどうか検討させていただきたいと思っております。

○西岡委員長 はい。ただ、現場の意見も第一に、そこは現場の方のご意見を第一にお願いいたします。

えごし委員。

○えごし委員 これまで、OB・OGの方、25名来ていただいていたと、25名ほどですね、来ていただいていたとありました。その方たちは、皆さんボランティアで来ていただいていたのかどうかということと、あと、今回、ライフセーバーの協会に委託するというので、ライフセービング協会から派遣される方は何名ぐらい来られるのか、また分かっていたら。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今回、ライフセーバーの方については、1日3名の方が来ていただくことになっています。昨年度まで遊泳助手の方が担っていた役割の中で、いわゆる遊泳時の安全管理については、そのライフセーバーの方をお願いするという形を考えています。あと、荘内の生活指導とか直接的な遊泳指導等のことについては、教員が見るということでやっていきたいと考えております。

○西岡委員長 今、答弁漏れがちょっと。その費用面。OB・OGの方の、ボランティアといってもそういう費用はどうかということと、あとそれと、いいですか、あわせて、ライフセーバーの方がいらっしゃった場合のその費用面も併せて教えていただけますか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 遊泳助手の方については、至大荘の行事を担当する教員が個別に頼んでいたボランティアという形でやっていました。今回、ライフセーバーさんに頼むことについては、委託料ということで、公費で出すことにしております。ちょっと金額については、今、手元にございませんでお話しできないんですけども、委託料でお支払いするという形にしております。

○えごし委員 先ほどライフセーバーは3名という形で話がありました。もともとやっぱりこれまで25名でいろいろと役割は決めてしていたと思うんですけども、委託になって、ライフセーバーの方、プロの方なので安心面は増すとは思んですけど、その人数によって何かちょっと不祥事が生じたりとか、今まで見れていた部分が見れなくなったりとか、そういうふうにならないようにちょっと気をつけながら、またしっかり意見交換もしながら進めたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 はい。今ご意見いただきました、今回のライフセーバーの方、勝浦にいらっしゃるライフセーバーの方に見ていただく形になっていますので、勝浦、守谷湾についての状況を把握されている方ではいらっしゃいますが、十分それであってもこちらと、九段中等教育学校と連絡調整をきちっと取りながら、安全な行事運営に努めてまいりたいと思います。

○えごし委員 ぜひお願いします。しっかりと委託をしてやっていただくということなので、例えばそういう遊泳のコースとかについても、もしかしたらプロの観点から見たら、もっとこういうコースのほうがいいのか、何かそういうアドバイスもあるかもしれない。そういうところをもし聞ければ、聞きながら、よく地元のことも知っている方だと思うので。もちろんその間、事故防止のための安全管理というところを手伝っていただくということなんですけれども、全体的にはアドバイス聞けるところがあれば、そういうところもしっかりと意見交換しながらやっていただきたいと思います。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 そういったアドバイスを十分お聞きしながら事業

運営のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○西岡委員長 ちなみに毎年どのくらい生徒さんが参加なさるのか、参考までに教えてもらえますか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 ちなみに今年の数なんですけれど、今現在、136名参加予定になっています。

○西岡委員長 136名。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 はい。

○西岡委員長 なるほど。で、ライフセーバーの方3名で、あとは教員が就くというような形で、大丈夫だということなんですね。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 教員が計40名ぐらい参加する形で、延べ人数ですけれど——で対応していきたいと思っています。

○西岡委員長 分かりました。じゃあ、まとめると136名の生徒に対して3人のライフセーバーの方と40名の教員がつくという認識でよろしいんですね。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 はい。

○西岡委員長 はい、分かりました。

ほかに。

○白川委員 これ、何でしたっけ。団体で九段というところが運営しているというふうに聞いているんですが、区との関係というんですかね、お金の出し入れというのはどういうふうになっているんでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今、委員おっしゃられたとおり、この至大荘は、法人九段という団体が所有している関連施設になります。九段中等教育学校と法人九段と色々な備品等々の費用については、分担をしながら対応をしているところでございます。

○西岡委員長 すみません。途中になっちゃったので。はい。牛尾委員、失礼しました。

○牛尾委員 ちょっとその他のところでもいいんですけれども、関連する水の事故ということですね。高知市のほうで、水泳の授業中に児童が溺れて亡くなったという事件がありましたよね。本当にあってはならない。先生が3人いたらしいですけれど。やっぱりそこについて、ちょっと区としてもほかの県のことというふうにせずに、やっぱり水泳の授業、これから始まっていっていますので、しっかり安全面を管理していただきたいんですけど、いかがですか。

○上原指導課長 委員のおっしゃるとおり、まさに今回の事故を受けまして、区としても水泳指導については、改めて各校にしっかりその安全面というところでの指導は徹底してまいりたいと存じます。

以上です。

○西岡委員長 副委員長。

○おのでら副委員長 一応確認なんですけれども、先ほど136名参加ということだったんですけど、これは1回に136名ではないですよ。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 はい。これは1回で136名ではございません。今年7月29日の週に行われますけれども、2グループに分けて、前半2泊3日、後半2泊3日という形で、それぞれ136人が分かれて参加する形になります。

○おのでら副委員長 あと、ドクターの帯同というのはあるんでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今回、昨年まで、亀田総合病院さんから常勤で医師が派遣されておったんですけども、いわゆる働き方改革で派遣できないという申出が急遽ありました。そこで、常駐して診ていただける医師を探しまして、お二人、この期間常駐、至大荘に常駐して診ていただく医師を派遣していただくことになりました。

以上でございます。

○おのでら副委員長 すみません。ちょっと戻りますけど、一応確認なんです。136人ということは、参加されないお子さんも、生徒もいらっしまったということで、これは強制のイベントではないということでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 はい。参加しない生徒もおります。これは希望制でございますので、強制ではございません。

○おのでら副委員長 入試の形態が変わったといいますか、成績順に採るということで、今は女子が多いという傾向になってはいますけども、これ、4学年ということで、3年後ぐらいにはまた女子が増えてくるような形になるのかなと思うんですけども。その辺りを踏まえて、この行事自体の見直しの可能性というのはあるのでしょうか。

○伊藤九段中等教育学校経営企画室長 今現在のところでは、今の1年生が4年生になるときにどうするかということについて、具体的にまだ検討はしていない状況でございます。

ただ、そういった状況は来るということは、恐らく確かなことだろうと思いますので、これから検討のほうをさせていただきたいと思います。

○西岡委員長 はい。ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 いずれにしても、本区の児童・生徒の水の事故がないように、安全の確保だけは改めましてお願いいたします。

それでは、ほかにないようでしたら、(3)令和6年度至大荘行事運営の一部見直しにつきまして質疑を終了といたします。

以上で、日程2、報告事項を終わらせていただきます。

次に、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

○白川委員 これ、情報共有のみです。半年ほど前、匿名の保育士さんから、うちの保育所で不正がありますという電話がありまして、それは別の方に取ってもらったんですが、すぐ、その頂いた電話にかけたんですけども、結局1回も出てもらえませんでした。

話ができなかったんでご報告はしなかったんですが、何か電話番号まで頂いたものから、結構可能性はあるのかなというふうに思っています。ただ、裏が取れない以上、ちょっと公にするのはやめていました。ただ、半年たって、私もその方のプライバシーがあるので、電話番号なんかは消して、全て消去しましたんで、一応ご報告します。

予算なんかを見ると、かなり、保育所というのは手厚いものがあるので、そこで何か不正をやりやすいのかなという疑念もありますので、ぜひ、今後チェックしていただければと思います。

これは、ご報告と情報共有とお願いのみです。

○西岡委員長 はい。間違っただけなので、ちょっと確認なんですけれども、不正というのは様々な不正があると思うんですが、また、ちょっと委員会が終わる次第でも構いませんので、ちょっと理事者とも確認を改めていただければと思います。

○白川委員 それはメモに不正があるというふうに連絡がありました、というものしか見  
ていないんです、私は。その人の電話番号と。だから、もう、報告するような情報じゃな  
いんですけども、どうも気になっていたもんですから、一応ご報告。だから、もう、その  
方に連絡を取ることはできません。

○西岡委員長 はい、承知しました。

ほかに委員の方から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 執行機関から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。はい。以上で、日程3、その他を終わらせていただきます。

最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。

閉会中といえども、委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろ  
しいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日は、この程度をもちまして、閉会といたします。お疲れさまでございま  
した。

午前11時55分閉会